

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年11月8日（平成30年（行個）諮問第202号）

答申日：平成31年2月28日（平成30年度（行個）答申第191号）

事件名：本人が所有する建物に係る違反建築物等処理簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「違法行為等に関する情報の提供について（特定年月日H付特定文書番号A特定市長発，国土交通大臣宛て文書の一部）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分のうち，別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年6月12日付け国部整総情第1621号により中部地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その決定を取り消し，不開示部分（違反建築物等処理簿の処理欄（担当者印）を除く。）を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 特定市が処分庁に提出した報告書について

（ア）国土交通省の通達文書（「平成18年5月11日付国住指第541号・違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（以下「平成18年通知」という。）及び「平成23年9月8日付国住安第28号・違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」（以下「平成23年通知」という。））では，特定行政庁，都道府県又は国土交通省が違法行為に関する情報を把握した場合の対応の手順が定められており，特定行政庁が違法行為を把握した場合は，地方整備局担当窓口を通じて，国土交通大臣に報告するよう求められている（建築士法10条1項では，国土交通大臣は，違法行為を行った一級建築士に対して，懲戒処分を行うことができると規定している。）。

(イ) 特定市は、技術的助言等（平成18年通知及び平成23年通知）に基づき、本件建築物に係る違法行為を処分庁に報告しているが、一部の違法行為（一級建築士処分基準のランク表に記載されている懲戒事由に該当する行為（「違反設計：建築士法18条1項違反」や「工事監理不履行・工事監理不十分：同条3項違反」）を隠蔽し、報告していない疑いがある。特定市が違法行為の全てを報告しているか否かを確認するため、請求を行っている。

(ウ) 報告書の内容に疑いをもった理由

（特定市の対応について）

特定市は、違反の疑いのある行為（設計・施工・建築士法違反）について問い合わせを行っても、法律に適合するか否かを明らかにしようとしなない。このような特定市の対応に○年以上苦慮している。法律に適合するか否かを明らかにしない特定市の対応は、違法行為を隠蔽しているのではないかと疑わざるを得ない。

（例1）

特定市は、立入調査（特定年月E）から現在に至るまで、設計図書の内容が建築基準法に適合するか否かの判断を明らかにしていない（下記の件について問い合わせを行っても、明らかにしようとしなない。）。

本件建築物は、特定部分Aの厚さが○cmで設計・施工されている。特定市は厚さ不足を理由に施工を違反と判断しているが（特定市報告書添付資料「是正計画書の提出について」（略）の記載内容のとおり）、当該部分の設計が建築基準法に適合するか否か（建築士法18条1項に違反又は違反の疑いがあるか否か）を明らかにしようとしなない（特定部分Aの厚さは○cmで設計・施工されていることから、施工が違反であれば、当然、設計も違反ということになるが、設計の内容が法律に適合するか否かの判断を明かそうとしなない。）。

（例2）

本件建築物には、設計図書のとおりを実施されていない箇所及び違反箇所（合計）が○箇所以上放置されている。建築士法18条3項では、「建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。」と定められているが、特定建築士A（工事監理者）は工事施工者に指摘を行わず、建築主（審査請求人）にも報告していない。このことは同項に違反すると思われる。

るが、特定市は違反するか否か（同項に違反又は違反の疑いがあるか否か）を明らかにしようとしな（平成23年通知では、工事監理について違反事実が確認された場合又は違反の可能性が高いと判断される場合は、地方整備局の担当窓口を通じて国土交通大臣に報告するよう求められているが、特定市は、違反の可能性が高い案件であるにもかかわらず、報告を行っていない疑いがある。）。

（例3）

特定建築士A（工事監理者）は、完了検査申請書第四面（工事監理における確認状況の報告）において、設計図書と現地との間で不整合であるにもかかわらず（設計図書のとおりを実施されていない箇所・違反箇所の合計が○箇所以上存在）、全ての照合結果欄に（適）と記載し、整合しているとする虚偽の申請を行っている。この行為（建築士処分基準の懲戒事由（工事監理者欄等虚偽記入：確認申請書等に虚偽の記入をした場合））について特定市に問い合わせを行ったが（建築士法10条1項2号に違反又は違反の疑いがあるか否か）、特定市は明らかにしようとしな。

（設計図書のとおりを実施されていない箇所の例）

本件建築物は、特定部分Bの組み方が設計図書のとおりを実施されていない（添付資料（略）のとおり、（略））。建築士（工事監理者）がこのような大きな間違い（○箇所）に気付かないことは考えられないため、問題が起きていることを知りつつ、完了検査申請書第四面の照合結果欄に（適）と記載したことが分かる。特定建築士A（工事監理者）は、事実ではない内容を申請書に記入している。

上記の件以外にも、法適合性がはっきりしない内容（設計・施工・建築士法違反）が複数あるが、問い合わせを行っても、特定市は明らかにしようとしな。このような状況（違反の疑いがある複数の件について、特定市が法適合性を明らかにしていない状況。）で、特定市は強引に報告を行っている。こちらが問い合わせを行っている件について（設計図書の内容が法律に適合するか否か・工事監理の違反の有無等）、法適合性を明らかにしない状況で報告を行っていることから、違法行為の全てが報告されていない可能性があり、報告書の内容を確認したいと考えている。また、一部の建築士法違反（工事監理報告書未提出：同法20条3項違反）については特定市が認めているため、この件を報告しているか否かも確認したいと考えている。

イ 違反建築物等処理簿の不開示部分について

（ア）調査日・調査員

調査日が、建物への立入調査が行われた日（特定年月日C）のこ

とであれば、審査請求人も立ち会っているため、知っている情報となる。調査員についても、立入調査を行った特定市職員（特定課：特定個人）のことであれば、既に知っている情報であるため、開示していただきたい。

処分庁は、不開示理由として、法14条7号（開示することにより、事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがある。）を挙げているが、支障を及ぼす具体的な理由について説明がされていない。調査日、調査員が建物所有者に明かされたとしても、実際に支障が出るとは考えにくい（立入調査のように）、当該調査の調査日、調査員が建物所有者に明かされた場合に、どのような支障が出るのかについて説明していただきたい。

（イ）発見種別

「現地調査」や「通報」と記載されている場合は、どちらの場合も、審査請求人が知っている情報である（審査請求人（建物所有者）が、特定市に対して、違反内容に関する問い合わせや資料を送付し（通報）、その後特定市が立ち入り調査を行っている。）。

（ウ）違反の内容

特定市が「是正計画書の提出について」等の書類で明らかにしており、審査請求人（建物所有者）が既に知っている情報である。

そもそも、建物所有者に違反内容を秘匿する理由が不明である。実施機関には具体的な支障内容（所有建物に関する違反内容を、所有者が知ってどのような支障があるのか。）を説明していただきたい。

「所有建物に関する違反内容を所有者にも開示しない」という判断がされているが、これでは、仮に特定市が虚偽の報告（業者の処分が重くならないように建築士処分基準のランクの重い違反行為を報告しない等）を行ったとしても、誰も確認することができない。このような不透明なことを行っていることに疑問を感じる。

（エ）処理欄（年月日、処理経過）

建物所有者に対して是正計画書の提出を求めたことや建物所有者からの違反内容に関する問い合わせ及びこれに対する市の対応した結果等、特定市と建物所有者との間のやり取りの結果が記録されているものと思われる。特定市と建物所有者との間で行われたやり取りの内容であれば、審査請求人（建物所有者）が知っている情報となるため、開示していただきたい。

ウ 建築基準法12条5項に基づく報告書の不開示部分について

技術的助言等（平成18年通知及び平成23年通知）では、特定行政庁が違法行為に関する情報を把握した際は、建築基準法12条5項

に基づく「設計者」「施工者」「工事監理者」等に対する報告聴取、同条6項に基づく立入調査により、違反事実を把握するよう求めている。そして、本件建築物の建築に係わった業者は、特定建築士A（設計者・工事監理者）と特定業者（工事施工者・工事監理者）であることから、技術的助言等に基づき、特定市が両者に報告を求めることは容易に推測ができることである（報告書の提出者は、特定建築士Aと特定業者であることが推測できる。）。

（ア）特定建築士Aの氏名・印影について

特定建築士Aは、建築士（設計者・工事監理者）として報告書を提出しているため、氏名は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」である。

（事業情報として開示すべき理由）

建築基準法12条5項報告書は、「必要があれば提出を求めることができるもの」であって、この報告書を提出していることが明らかになったとしても、報告者の権利・利益を害するとは考えにくい。

（印影）

添付資料（1. 確認申請書類等の印影（略）、2. 特定建築士Aの作成した回答書（問い合わせを行った際に出された回答書）の印影（略））の印影であれば、こちらが知っている情報であるため、開示していただきたい。

（イ）現在までの経過概要

本件建築物の問題に係る経過概要であるため、建物所有者が知っている情報が含まれるか否かについて、改めて検討していただきたい。

（ウ）特定業者から提出されている報告書の氏名・印影について

平成23年通知では、工事監理者に報告聴取を行うことを求めているため、工事監理者である特定建築士Bの氏名が記載されていることが推測できる。報告者名が特定建築士Bの場合は、建築士（施工者・工事監理者）として報告書を提出しているため（建築士の権限に基づいて当該法人の職務として行っている行為）、氏名については法人に関する情報である。

（法人情報として開示すべき理由）

建築基準法12条5項報告書は、「必要があれば提出を求めることができるもの」であって、この報告書を提出していることが明らかになったとしても、当該法人の権利・利益を害するとは考えにくい。

（印影）

添付資料（1. 確認申請書記載事項変更届の印影（略））の印影

と同じ印影であれば、こちらが知っている情報であるため、開示していただきたい。

(2) 意見書

ア 諮問庁から提出された理由説明書（下記第3。以下同じ。）について

最初に、諮問庁から提出された理由説明書の内容（こちらが提出した審査請求書の内容を諮問庁側で打ち直している部分）に誤り（原本と違う部分）があるため、訂正をお願いします。

（第3において訂正済のため省略。）

イ 調査日について

理由説明書に、「調査日の欄に記載する日付は、特定市が違反建築物等の疑いがあると覚知した日である。当該案件では審査請求人が中部地方整備局へ通報したことにより特定市が覚知することとなった」との説明がありますが、この部分の説明には疑問があります。

特定市には違反内容に関する問い合わせ（違反内容を説明した書面、図面、写真の送付）を複数回行っており、特定年月Aの時点で、特定市は「違反建築物等の疑いがあること」の認識を持っていたはず（添付資料①（略）のとおり）。また、「裁判において、特定構造に関し、設計・施工がともに違反認定されていること」も書面で伝えているため、特定年月Bの時点でも、「違反の疑いがあること」の認識を持っていたはず。その後も、特定年月Cに特定構造違反、特定年月Dに特定部分Aの違反を特定市は認めています（添付資料②（略）③（略）のとおり）。

上記のことから、特定市は、建物所有者（審査請求人）からの通報により、「違反建築物等の疑いがあること」の認識を持ったと考えています。（違反建築物等処理簿に記載されている調査日（違反建築物等の疑いがあると覚知した日）が、特定年月C（特定市が特定構造違反を認めている）以降ということは考えられないため、この点について再度確認をお願いします。）

ウ 法14条7号の該当性について

理由説明書では、法14条7号の「支障を及ぼすおそれ」について下記の説明がされていますが、一般的なことが説明されているだけであって、本件対象保有個人情報の内容に照らして、個別具体的に判断が行われておらず、同号の「支障を及ぼすおそれ」が個別具体的に立証されていません。

- 国から審査請求人へ調査・報告内容が開示された事実を何らかの方法で建築士が知った場合、以後国に対し情報が開示請求人に開示されることを懸念し、正確な違反事実等の報告をためらうおそれが

ある。

- 一般的に、違反事実を把握した特定行政庁は、建築士を指導する国土交通大臣（国）等に建築士処分に係る情報提供を行う。当該内容が特定の個人に開示されると特定行政庁が懸念することにより、本件に限らず特定行政庁が個人に関わる情報等の提供をためらうおそれがある。

（例１）

諮問庁は、調査日について、法１４条７号に該当するとして不開示にしていますが（上記のような影響があると説明していますが）、調査日（特定市が違反建築物等の疑いがあることを覚知した日）を建物所有者（審査請求人）に明らかにしたとして、そのことにより、建築士が違反事実等の報告をためらい、特定行政庁が情報提供をためらうようになるとは考えられません。

調査日を建物所有者に明かすことによる支障内容について、諮問庁は具体的に説明をしていません。

（例２）

諮問庁は、処理欄に記載されている内容（特定市と審査請求人との間で行われたやり取りの状況）を法１４条７号に該当するとして不開示にしていますが、やり取りの状況は当事者が当然知っている情報であって（特定市とのやり取りはすべて書面で行っています）、この情報を開示したとしても、著しい支障が生じるとは考えられません。諮問庁は、「建築士が違反事実の報告をためらうおそれがある」「特定行政庁が情報提供をためらうおそれがある」といった曖昧な理由により不開示決定を行い、処理欄の内容（特定市と審査請求人のやり取りの状況）を明かすことによる具体的な支障内容を説明していません。

建築基準法１２条５項に基づき、設計者、施工者に報告を求め、報告書が提出されたことも処理欄に記載されていると思われませんが、同項に基づき関係者へ報告を求めることは、国の通達文書（「平成１８年通知」）及び「平成２３年通知」で求められていることであり、設計者、施工者の両者に報告を求めることは容易に推測ができることであるため、開示するよう求めます。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求について

本件審査請求は、以下（１）の保有個人情報開示請求に対し、（２）の部分開示決定を行ったことに対して、（３）の審査請求があったものである。

（１）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「特定年 A 及び特定

年B（特定期間）に特定市から国土交通省中部地方整備局に提出された、特定地番所在の開示請求者所有の建物（以下「本件建築物」という。）に係る書類（特定市から提出された書類の全て）」の開示を求めたものである。

- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、原処分の取消しを求めるとともに、原処分において一部開示決定を行った文書の不開示部分（違反建築物等処理簿の処理欄（担当者印）を除く。）を開示するよう求めて、本件審査請求を提起したものである。

2 審査請求人の主張について

上記第2の2（1）と同旨のため省略。

3 本件対象保有個人情報について

違法行為等に関する情報の提供について（特定年月日H付け特定文書番号A）

平成18年通知に基づき、特定行政庁である特定市長が、本件建築物が違反建築物であること等について、国土交通大臣（中部地方整備局受）宛てに情報提供した文書。

添付資料①：建築計画概要書等

本件建築物の建築主、設計者、建築物及びその敷地に関する事項等を記載した「建築計画概要書」並びに建築確認及び完了検査の済証番号及び交付年月日等を記載した「建築基準法令による処分等の概要書」。

添付資料②：違反建築物等処理簿

特定市が違反の疑いがある建築物の情報を得た場合に作成しているものであり、違反又はその疑いのある建築物の概要及び処理経過等が記載されているもの。

添付資料③：建築基準法12条5項に基づく報告書の写し

建築基準法12条5項に基づき、特定年月日A付けで本件建築物の設計者及び工事監理者である者が特定市に提出した報告書並びに特定年月日B付けで本件建築物の建築主の代理者及び工事監理者である者が特定市に提出した報告書一式。

添付資料④：「特定地番の建物の違反行為について（回答）」

本件建築物の違反行為に対する指摘について、特定年月日D付けで特定市が建築主宛てに回答したものの。

添付資料⑤：「是正計画書の提出について（依頼）」

（特定年月日D付け特定文書番号B）

（特定年月日E付け特定文書番号C）

(特定年月日 F 付け特定文書番号 D)

(特定年月日 G 付け特定文書番号 E)

これらの 4 文書はいずれも、特定行政庁である特定市長が、本件建築物の建築主に対し、建築基準法違反の内容を伝え、それらの違反内容の具体的な是正方法や工程などの提出を依頼したもの。

4 原処分において一部開示決定を行った文書について

原処分において一部開示決定を行った文書は「違法行為等に関する情報の提供について」のうち、添付資料②の「違反建築物等処理簿」、及び添付資料③の「建築基準法 12 条 5 項に基づく報告書」（以下「本件文書」という。）であり、他の文書（添付資料①、④、⑤）は、原処分において、審査請求人に対して全て開示されている。

なお、法 14 条 2 号の規定に基づき、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、及び同条 7 号の規定に基づき、公にすることにより、建築行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する部分については、不開示としている。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件文書の不開示部分について、開示すべき旨及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 違反建築物等処理簿の不開示部分について

原処分では、調査日、調査員、発見種別、違反の内容、処理欄（年月日、処理経過、担当者印）について、法 14 条 7 号柱書きに該当するとして不開示としている。

審査請求人は、不開示部分のうち審査請求人本人が知っている情報は開示すべきと主張しているが、それぞれの項目については、以下のように審査請求人本人が知り得る情報ではない。

ア 調査日について

調査日の欄に記載する日付は、特定市が違反建築物等の疑いがあると覚知した日である。当該案件では審査請求人が中部地方整備局へ通報したことにより特定市が覚知することとなったため、審査請求人が通報した日を調査日としている。

しかし、審査請求人が知り得るのは、自らが通報を行った事実及びその日付だけであり、審査請求人の通報により特定市が当該案件を覚知した事実は、審査請求人は通常知り得ないため、調査日については審査請求人が知り得る情報では無い。

イ 調査員について

当該欄に記載の人物は、本件建築物の現地確認に関わった人物であ

り、この人物の情報は審査請求人が知り得る情報である。しかし、違反建築物等処理簿に調査員として現地確認に関わった人物を記載することは、審査請求人が知り得る情報では無い。

ウ 発見種別について

発見種別の欄には、特定市が通常違反建築物を覚知するいくつかの方法について記載されているが、特定市の一般的な違反建築物対応の流れは公開されていないため、これらの方法は審査請求人が知り得る情報ではない。

また、当該違反建築物を覚知した方法について示されているが、審査請求人が知り得るのは、自らが通報を行ったという事実のみであり、当該通報によって特定行政庁である特定市が当該違反建築物を覚知した事実は、審査請求人は通常知り得ないため、これも審査請求人が知り得る情報では無い。

エ 違反の内容について

違反の内容については、特定市が審査請求人に送付した文書「是正計画書の提出について（依頼）」に違反の内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報である。

しかし、当該欄に違反の内容を記載した時期は現地調査より前であり、違反の内容が確定していない状況で記載されたものである。よってその内容は、審査請求人が知り得る情報では無い。

オ 処理欄について

処理欄には、違反建築物処理に係る特定市内部の対応や、特定市による関係者（審査請求人、関与した建築士等）への対応の状況について記録されている。審査請求人が知り得るのは、自らが特定市とやりとりをした事実のみであり、これらの対応の状況が記録されている事実や、記録の具体的な方法及び内容は、審査請求人が知り得る情報ではない。

カ そして、審査請求人本人が通常知り得ないこれらの情報を、審査請求人本人に開示した場合には、以下の影響が想定される。

(ア) 処分庁に確認したところ、本件建築物については、現在関与した建築士の処分に向けて処分庁において事実確認を行っているところであり、今後国が、本件に関与した建築士に対して報告聴取を行う予定である。国から審査請求人へ調査・報告内容が開示された事実を何らかの方法で建築士が知った場合、以後国に対し情報が開示請求人に開示されることを懸念し、正確な違反事実等の報告をためらうおそれがある。

(イ) 一般的に、違反事実を把握した特定行政庁は、建築士を指導する国土交通大臣（国）等に建築士処分に係る情報提供を行う。当該内

容が特定の個人に開示されると特定行政庁が懸念することにより、本件に限らず特定行政庁が個人に関わる情報等の提供をためらうおそれがある。

キ そのため、建築士の処分に係る今後の報告・聴取に関係者の協力が得られなくなるなど、法令違反の正確な事実の把握が困難になり、建築士の指導監督に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きに該当すると認められる。そのため、原処分で不開示とした判断は妥当である。

(2) 建築基準法12条5項に基づく報告書の不開示部分について

原処分では、報告者の氏名・印影及び現在までの経過概要について、法14条2号に該当するとして不開示としている。

ア 当該建築物の設計者及び工事監理者である者が特定市に提出した報告書について

諮問庁において当該部分の不開示情報該当性について検討したところ、当該報告者の氏名、印影、当該報告者が記載した現在までの経過概要は、事業を営む個人の当該事業に関する情報にあたり、法14条2号に該当するとは認められない。

しかし、特定市が誰から建築基準法12条5項に基づく報告書の提出を受けたかという情報は、違反建築物に係る、特定市による審査請求人以外の関係者への対応の状況に該当し、上記(1)に示すとおり法14条7号柱書きに該当する不開示情報である。報告者の氏名、印影、現在までの経過概要は、それをもって報告者が誰かを特定することができる情報であり、開示した場合、不開示情報を開示することになる。

そのため、原処分で不開示とした判断は妥当である。

イ 建築主（審査請求人に同じ。）の代理者及び工事監理者である者が特定市に提出した報告書について

当該報告者の氏名及び印影は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、当該報告書の報告者の氏名については、通常審査請求人が知り得るものではないため、法14条2号ただし書イには該当せず、ただし書ロ及びハにも該当しない。そのため、法14条2号に該当すると認められ、原処分で不開示とした判断は妥当である。

6 結論

以上のことから、原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審議
- ④ 同月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成31年1月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年2月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定市長が国土交通大臣に対し本件建築物が違反建築物であること等を情報提供した文書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、違反建築物等処理簿の処理欄（担当者印）を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分で不開示とした判断は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、「違法行為等に関する情報の提供について」と標題のある特定市長が国土交通大臣宛てに違法行為に関する情報提供を行った文書及びその添付資料に記録された保有個人情報であり、本件不開示部分は、当該添付資料のうち、「違反建築物等処理簿」（以下「文書1」という。）、「特定年月日A付け建築基準法12条5項に基づく報告書の写し」（以下「文書2」という。）及び「特定年月日B付け建築基準法12条5項に基づく報告書の写し」（以下「文書3」という。）の一部であると認められる。

(1) 文書1について

ア 文書1は、特定市が違反の疑いがある建築物の情報を得た場合に作成する違反又はその疑いのある建築物の概要及び処理経過等が記載されている違反建築物等処理簿であり、そのうち、本件不開示部分は、調査日、調査員、発見種別、違反の内容並びに処理欄の年月日及び処理経過の各欄の記載部分と認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件不開示部分の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 違反建築物等処理簿は、特定市が違反の疑いがある建築物の情報

を得た場合に作成しているものであり、本件不開示部分に記録されている情報は、上記第3の5(1)アないしオで説明したとおり、いずれも審査請求人が知り得る情報ではなく、これを開示すると、特定市が行う違反建築物に関する事務の詳細が明らかとなり、今後の違反事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

(イ) また、特定行政庁である特定市が行う違反建築物に関する事務の詳細が特定の個人に開示されると、本件に限らず特定行政庁が個人に関わる違反建築物等の情報提供をためらうおそれがあり、そうすると、建築士の処分に係る報告・聴取に関係者の協力が得られなくなるなど、法令違反の正確な事実の把握が困難になり、国が行う建築士の指導監督に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きに該当する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 調査員欄の記載部分及び発見種別欄中の本件建築物の違反に係る記載部分について

調査員欄の記載部分及び発見種別欄中の本件建築物の違反に係る記載部分は、本件建築物に係る調査員名及び特定市が当該違反について覚知した方法が記載されていると認められる。

審査請求人は、本件建築物に係る違反は審査請求人が行った通報を端緒とし、現地確認の際に審査請求人も立ち会っている旨主張しており、諮問庁も理由説明書において、その旨を認めていることからすると、当該不開示部分に記録されている情報は、審査請求人が知り得ている情報であると認められることから、これを審査請求人に開示しても、そのことにより、特定市が行う違反建築物に関する事務の詳細が明らかとなり、今後の違反事実の把握を困難にするおそれ及び国が行う建築士の指導監督に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記アの主張は認め難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の記載部分について

その余の調査日、発見種別(上記(ア)で判断した部分を除く。)、違反の内容並びに処理欄の年月日及び処理経過の各欄の記載部分は、特定市が違反建築物を把握するための端緒に関する情報や違反事実の把握の手法、国土交通大臣へ情報提供するまでの流れ等が具体的かつ詳細に記載されていると認められ、これらの情報について審査請求人が知り得ているとする特段の事情も認められないことから、これを開示すると、特定市が行う違反建築物に関する事

務の詳細が明らかとなり、今後の違反事実の把握を困難にするおそれがあるとする諮問庁の上記イ（ア）の主張は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）文書2について

ア 文書2は、特定年月日A付けで特定市に提出された建築基準法12条5項に基づく報告書の写しであり、そのうち、本件不開示部分は、報告者氏名、印影及び現在までの経過概要欄の記載部分であると認められる。

イ 原処分においては、当該不開示部分は法14条2号に該当するとしていたが、諮問庁は、同号に該当するとは認められず、同条7号柱書きに該当する旨説明していることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当該不開示部分の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該部分は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たり同条2号には該当しないが、これを開示すると、報告者が報告内容を開示されることを懸念し、特定行政庁や国に対し正確な報告をためらうなど法令違反の正確な事実の把握が困難となるおそれがあることから、同条7号柱書きに該当する旨説明する。

ウ 以下、検討する。

（ア）報告者の氏名及び印影について

文書2は、建築基準法12条5項に基づき、特定行政庁である特定市長が本件建築物に係る違反事実の把握のため報告を求めた報告書であり、同項に基づき特定行政庁等が報告を求めることができる者は、所有者、建築主、設計者、施工者及び工事監理者等と規定されているところ、審査請求人は、本件建築物の所有者兼建築主であり、設計者、施工者及び工事監理者等の同項に基づき報告を求めることができる者は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。そうすると、審査請求人は、開示されている報告書の内容等から、当該報告者を推認することが可能と考えられることから、当該不開示部分を審査請求人に開示しても、そのことにより、報告者が報告内容を開示されることを懸念し、特定行政庁や国に対し正確な報告をためらうなど法令違反の正確な事実の把握が困難となるおそれがあるとは認め難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

（イ）現在までの経過概要欄の記載部分について

当該不開示部分には、本件建築物の違反事実等に係る経過について、報告者の認識に基づく率直な意見等が具体的に記載されている

と認められ、これらの記載について、審査請求人が知り得ているとする特段の事情も認められない。そうすると、これを開示すると、報告者が報告内容を開示されることを懸念し、特定行政庁や国に対し正確な報告をためらうなど法令違反の正確な事実の把握が困難となるおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書3について

ア 文書3は、特定年月日B付けで特定市に提出された建築基準法12条5項に基づく報告書の写しであり、そのうち、本件不開示部分は、報告者氏名及び印影であると認められる。

イ 当該報告者の氏名及び印影は、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ そこで、法14条2号ただし書該当性について検討すると、諮問庁は、文書3の報告者氏名については、通常審査請求人が知り得るものではないため、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない旨説明する。

エ しかしながら、上記(2)ウ(ア)のとおり、建築基準法12条5項に基づく報告者は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、文書3の本件不開示部分のうち報告者氏名は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

オ 他方、印影については、審査請求人は、審査請求人が知り得る情報である旨主張するが、文書3にどのような印影が押印されているかについて、審査請求人が知り得ているとする特段の事情も認められないことから、当該印影は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法14条2号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該印影は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当で

あるが，別紙に掲げる部分は，同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（開示すべき部分）

文書 1 の調査員欄の記載部分及び発見種別欄中の本件建築物の違反に係る記載部分，文書 2 の報告者氏名及び印影並びに文書 3 の報告者氏名